

「市長への手紙」HP掲載データ（令和2年3月分）

見出し	0203-12 行政連絡区長の任務、報奨金の基準を教えてください
ご意見	各地区に区長が配置され、主に市政資料の配布などを任務としており、それに対する報奨金が出されているようです。区長任務と報奨金の配布基準はどのように定められているのか伺います。
回答	<p>行政連絡区長は、「行政連絡区及び区長設置規則」の規定により市長が委嘱し、広報紙や市政関係資料の配布、各種調査等のとりまとめなどを行っていただいております。</p> <p>報酬に関しましては、「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」の規定により支給しており、次の基準により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none">○支給は年額とし、7月、9月、12月3月に支給する（4回分割）○算定・・・次に掲げるものの合計額 <p>平均割 93,590円</p> <p>世帯割 1世帯につき1,070円</p> <p>地域割 21,170円の範囲内で市長が定める額</p> <p>※地域割は市役所（山形地区は山形総合支所）からの距離に応じて7段階に分けて積算。</p>
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003